

# 規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第三十七号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表ビル管理科の項中

二 専攻 イ 学科 (1) ビル管理概論 (2) 給排水衛生設備 (3) 空気調和設備 (4) 電気設備 (5) 消防設備 (6) 設備図面 (7) 関係法規	一八〇時 間
---	-----------

に改める。

二 専攻 イ 学科 (1) ビル管理概論 (2) 給排水衛生設備 (3) 空気調和設備 (4) 電気設備 (5) 設備図面 (6) 関係法規	一八〇時 間
---	-----------

を

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県立高等技術専門校規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
- この規則の施行の際現にビル管理科に係る普通職業訓練を受けている者（平成二十九年三月三十一日において埼玉県立高等技術専門校に在校する者に限る。）に対する当該普通職業訓練に係る基準については、改正後の別表第二第二号の表ビル管理科の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。